

和歌山大学体育施設使用細則

制 定 平成13年 3月21日

最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山大学体育施設管理運営規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、体育施設の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間等)

第2条 規則第2条の体育施設の使用は、日又は時間の単位による使用を原則とする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 規則第2条の体育施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 規則第5条第1項第1号及び第2号による場合で、次の各号に掲げる日又は時間は、原則として体育施設の使用を認めない。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 入学者選抜試験等の大学行事が実施されている日又は時間
- (3) 清掃又は整備その他のため必要と認めた日又は時間
- (4) 正課の授業に支障となる時間帯
- (5) 和歌山市に暴風警報、大雨警報または大雪警報が発表されている間
- (6) その他学長が必要と認めた日又は時間

(使用手続)

第3条 規則第5条第1項各号及び第2項による場合で、体育施設を使用しようとする者は、使用責任者を定め、使用しようとする日の5日前（休日、夏季一斉休業、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）までに、施設一時使用許可願を学生支援課に提出し、その許可を得なければならない。また、体育施設を長期間、定期的に継続して使用しようとする者は、所定の期日までに、所定の様式を学生支援課に提出し、その許可を得なければならない。

2 使用責任者は、体育施設の使用許可内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに学生支援課に申し出なければならない。

(使用上の注意)

第4条 体育施設を使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 火気の使用は厳禁。熱器具類（許可された電熱器を除く。）は持ち込まないこと。
- (2) 施設、設備及び備品等を用途外使用しないこと。
- (3) 許可された使用日時を守ること。
- (4) 使用の中止をしたときは、速やかに学生支援課に届け出ること。
- (5) 喫煙はしないこと。
- (6) 使用する体育施設に適した専用運動靴等を用いること。
- (7) 体育施設の使用後は清掃の上、用具等の整理整頓を行い、使用前の状態に復し、戸締り及び消灯を行うこと。
- (8) 体育活動をする場合は、各自が充分注意し、相互の危険防止に努めること。
- (9) アルコール類の持込及び飲酒はしないこと。

体育施設使用細則

(10) その他学生支援課の指示に従うこと。

(目的外の使用及び転貸しの禁止)

第5条 使用責任者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は他に転貸してはならない。

(施錠及び鍵の授受)

第6条 使用責任者は、所定の手続を経て学生支援課（守衛室）から鍵を受け取り、使用終了後は、直ちに施錠して学生支援課（守衛室）に返還しなければならない。

(雑則)

第7条 この細則で定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第151号）

この改正細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1992号）

この改正細則は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2706号）

この改正細則は、令和6年4月1日から施行する。